

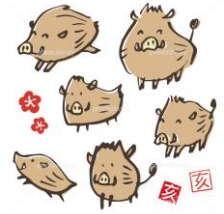
# ちょこっと通信

青木厚二郎税理士事務所

H31.1月号

VOL.080

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。  
今年、亥年ですね。猪突猛進(ちよとつもうしん)、猪武者(いのししむしゃ)、猪勇(ちよゆう)。いずれの慣用句にも突き進む意味が含まれています。  
新しい年がみなさまにとって更に良い年になるよう突き進みますように。  
本年もよろしくお願いいたします。



私たちが感銘を受けた

## 先人の言葉

偶然は準備の  
できていない人を  
助けない

(パスツール 生化学者・細菌学者)

## 笑顔のちから

笑顔は 買うことも、  
強要することも、  
借りることも、  
盗むこともできない。  
無償で与えて初めて値打ちが出る。

デール・カーネギー



～元気手帳より

## 今月のいろいろ「掲示板」

### 【租税教室】

12月14日岐阜市立三輪中学校にて租税教室を行いました。サラリーマンの一日を通して税金とのかかわり方から始まり、税金の使われ方、税金の集め方まで、考える、話を聞いてもらう、ディスカッションと、活動の場面を分けて授業を行いました。また機会を見つけて学校に行きたいです。



# 知っとこ！「税務のマメ知識」

## ❖ 施工日をまたぐ取引と軽減税率 ❖

消費税率引上げ時において、売り手側から施行日（2019年10月1日）前に出荷された商品等が施行日後に買い手側に納品されるといった“施工日をまたぐ取引”の場合は、その取引が食品等の軽減税率の対象品目であっても、買い手側は売り手側が適用する旧税率8%（国6.3%，地方1.7%）に合わせて仕入控除税額の計算を



原則として、売り手側と買い手側の適用税率は一致することとされており、例えば、事業者間で収益・費用の計上時期が異なるケース（売り手側「出荷基準」、買い手側「検収基準」）で、売り手側から施行日前に商品等が出荷され、施行日後に買い手側において納品・検収が完了する取引の場合でも、買い手側における仕入控除税額の計算は、売り手側の税率に合わせて旧税率8%で行う（経過措置 Q&A〔基本的な考え方編〕問3）。

これを踏まえると、たとえ食品等の軽減税率対象品目の譲渡等であっても、売り手側が買い手側に対して施行日前日までにを行った資産の譲渡等であれば、買い手側においても旧税率8%で仕入控除税額の計算を行う必要がある。

一方で、例えば通信販売等の税率に関する経過措置では、指定日（2019年4月1日）前に販売価格等の条件を提示等し、施行日前に申込みを受け、その提示した条件に従って施行日以後に商品を販売するケースで、その商品の販売が軽減税率対象品目の譲渡等である場合は経過措置の適用はなく、軽減税率8%（国6.24%，地方1.76%）を適用するとしている（経過措置 Q&A〔基本的な考え方編〕問36）。

このように経過措置が適用されるケースでは、その資産の譲渡が軽減税率対象品目の譲渡等である場合には、売り手側が適用する税率が軽減税率8%となるため、買い手側においても軽減税率8%を用いて仕入控除税額の計算を行うこととなる。

引用；週刊税務通信 3538号

## 事務所あれこれ日記

年末に事務所みんなで忘年会をしました。  
ほぼ毎日のように顔を合わせていますが、業務の中では出ない話題で盛り上がり、楽しみました。  
飲みニケーションもたまにはいいものです！



AOKI LICENSED TAX  
ACCOUNTANT OFFICE

### 青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話：058-260-4310

FAX：058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com

